

第3 各発生段階における対策

1 未発生期

【未発生期】
予想される状況
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国や県、国際機関等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国や県等との連携を図り、事前の準備を推進する。

(1) 実施体制

ア 町行動計画等の作成・見直し

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。
- ・ 町は、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。

イ 学校等のサーベイランス

- ・ 町は、県の実施する学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・ 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、

各種媒体を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、利用可能な媒体・機関の活用について、検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、一元的な情報提供や十分な説明を行うため、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を検討する。また、広報担当チームを決めておく。
- ・町は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター、保健所等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・町は、国が実施する基準に該当する事業者の登録を進めるために、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。

- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付・基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る町職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を整備する。
- ・町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

オ 情報提供

- ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

地域医療体制の整備に関する県の対策

- ①県は、医療体制の確保について県医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進める。
- ②県等は、原則として、保健所圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ③県等は、国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・町は、県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- ①全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ②県は地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等を把握する。
- ④県・保健所等は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤県・保健所等は地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥県・保健所等は社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦県は県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めるとともに、消防本部に周知し支援する。

ウ 研修等

- ・県等では、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

- ・県等では、必要となる医療資器材（个人防护具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 検査体制の整備

- ・県は国の要請に基づき、奈良県保健研究センター等における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組みに適宜、協力する。

（7）住民生活及び経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・県では、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 物資供給の要請等

- ・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物

資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・県では、国及び町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

【海外発生期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none">1) 国内外の状況等を注視しつつ、町内発生の遅延と早期発見に努める。2) 町内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。2) 対策の判断に役立てるため、県と十分な連携を行い国内外での発生状況等に関する積極的な情報収集を行う。3) 国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民への感染防止に対する準備を進める。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ、町長を本部長とする町対策本部を設置する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、注意喚起を行う。
- ・町は、対策本部を設置した場合には、町対策本部事務局の広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように必要に応じて、町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県では、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- 町は、国や県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

①特定接種

- ・町は、国や県等と連携し、町職員のうち特定接種対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

②住民接種

- ・町は、国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、集団接種を基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

ウ 情報提供

- ・町は、国、県等と連携して国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●新型インフルエンザ等の症例定義

①県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行ったときは、関係機関に周知する。

●医療体制の整備

①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、帰国者・接触者外来の整備を、感染症指定医療機関等及び協力医療機関に要請する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県・地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

●帰国者・接触者相談センターの設置

①県は国からの要請を受け、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●医療機関等への情報提供

①県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に

迅速に提供する。

●検査体制の整備

①県は国からの技術的支援を受けて、県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

②県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

- ・県は、食料品、生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかけるので、町はこれに協力する。

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者には要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者には周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう努める。

3 県内未発生期

【県内未発生期】(国内発生早期以降)
予想される状況
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国及び県が定める方針等について必要な対策を行う。 3) 県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を踏まえ、県内発生早期の対策を確認し実施する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、緊急事態宣言がされたときは、速やかに、町対策本部を設置する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国、県、WHO等の国際機関等を通じて国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

イ サーベイランスの強化

- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(イ

ンフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における事務局の広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように必要に応じて、町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を充実・強化を図っていく。

(4) 予防・まん延防止

ア 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数

の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、県が行う、特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛要請や特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限等の要請等に、必要に応じ協力する。

(5) 予防接種

ア 特定接種の実施

- ・町は、県、国と連携し、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種の実施

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、住民接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

● 新型インフルエンザ等の症例定義

① 県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行ったときは、関係機関に周知する。

● 医療体制の整備

① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触

者外来において診断を行うため、帰国者・接触者外来の整備を、感染症指定医療機関等及び協力医療機関に要請する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県・地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

●帰国者・接触者相談センターの設置

①県は国からの要請を受け、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

②発生源からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●医療機関等への情報提供

①県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●検査体制の整備

①県は国からの技術的支援を受けて、県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

②県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

エ「緊急事態宣言」がされたときの対応

①生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

②水の安定供給

- ・水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 県内発生早期

【県内発生早期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none">・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 (国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none">1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。2) 患者に適切な医療を提供する。3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、町民への積極的な情報提供を行う。3) 町内感染期への移行に備えて、体制の整備を急ぐとともに住民接種を早期に開始できるよう準備を行い、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認するとともに、国が基本的対処方針を変更した場合は、町対策本部は、その方針に基づき対策を協議、実施する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- (イ) ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を

実施する。

(ウ) 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様症状による集団発生状況調査の徹底を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他の市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における事務局の担当者を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口等の体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

- ・県等では、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力

する。

イ 町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。
町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、~~職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）~~に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチン供給情報の収集

- ・町は、県等と連携して、ワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行う。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全住民が速やかに接種できるよう、接種体制をとる。

(ウ) モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ①県等は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県内未発生期（国内発生早期以降）に引き続き継続する。
- ②県等は、患者等が増加してきた段階においては国と協議の上、帰国者・接触者外来を指定

しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

①県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

②県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

③県等は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

①県は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

①県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

②県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

●医療機関・薬局における警戒活動

①県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

●在宅で療養する患者等への支援

県は、関係機関の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見守り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備をする。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

ア 事業者への対応

- ・国及び県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を開始するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ・町は、県内感染期に向けた要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に向けた体制を整える。

エ 遺体の火葬・安置

- ・県からの要請を受け、県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

オ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

①生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

②水の安定供給

- ・水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【県内感染期】
予想される状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 国内では、国内感染期にある。 (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。) ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的 <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 住民生活・経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方 <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、町内の地域の状況に応じ、一部の感染拡大防止策は実施する。 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。 4) できる限り速やかに住民接種を実施する。 5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 町は、基本的対処方針及び県の対策の変更に伴い、町の対処方針を変更し、住民に周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・町は、引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口等の継続

- ・町は、県等からの要請に応じ、住民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口等を継続する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止対策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 町は、県内発生早期の対策を継続し、県等と連携し、国が行う特定接種や、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、住民接種については、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を速やかに実施する。

(6) 医療

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合

には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●患者への対応等

①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。

②入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。

④医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

●医療機関等への情報提供

①県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、県備蓄分を流通するとともに、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の要請を行う。

●医療機関・薬局における警戒活動

①県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

○医療等の確保

①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

○医療機関不足への対応

①県等は、国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型イン

フルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を講じるよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。

- ・ 県では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 要援護者への生活支援

- ・ 町は、要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。食料品・生活必需品の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品の確保、配分、配当を行う。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

①業務の継続等

- ・ 町は、国が行う登録事業者における事業継続の状況や従業員の罹患状況確認等に協力する。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

④新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑤埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、県からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、市町村が行う取り組みに対して広域的な視点から所要の支援に努める。町は、県等と連携しその取組を適切に実施する。

【小康期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的
1) 住民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動への影響から早期に回復を図る。 2) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 県対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、県行動計画に基づき対策を協議、実施する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、国が緊急事態宣言の解除を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。又は、速やかに町対策本部を廃止する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数がなく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

ウ 対策の評価・見直し

- ・ 町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及びガイドライン等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

エ 町対策本部の廃止

- ・町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。

イ 学校等のサーベイランス

- ・町は引き続き、県の実施する学校サーベイランスに協力するものとする。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、引き続き町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行うとともに、必要に応じて県等と連携し共有化を図る。

イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口等の体制の縮小

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。